

(新)海岸漂着物処理推進経費

20百万円 (0百万円)

地球環境局環境保全対策課

1. 事業の概要

本年7月、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、「海岸漂着物処理推進法」(以下、「法」という。)が成立した。

本法律を適切に施行するため、国民に対して国民の責務を含めた法律の内容の周知や普及啓発を行うとともに、都道府県の取組状況を把握し、海岸漂着物対策の基本方針の策定や変更、海岸漂着物対策専門家会議の開催・運営等、総合的な施策を進める。また、海岸漂着物の処理に関する都道府県間の協力のあっせん、地域の環境の保全上著しい支障がある海岸漂着物の処理に関する協力を進めるために必要な調査や検討を行う。

2. 事業計画

(1) 海岸漂着物総合施策推進経費

- ・地域計画の策定状況、海岸漂着物対策推進協議会の設置状況、海岸漂着物対策の内容等の調査・整理(法第9条関係)
- ・海岸漂着物の実態、対策の内容、国民の責務等、法律の内容の周知(法第27条関係)

(2) 海岸漂着物処理推進協力経費

- ・都道府県の区域間の海岸漂着物の流出状況に関する調査・検討(法第19条第2項関係)
- ・地域において極めて処理が困難な海岸漂着物の処理に関する調査・検討(法第20条関係)

(3) 海岸漂着物対策専門家会議開催経費

- ・海岸漂着物対策専門家会議の開催運営(法第30条第2項関係)

3. 施策の効果

海岸漂着物処理推進法を適切に施行して海岸漂着物対策を推進することにより、国の責務を果たし、もって海洋環境保全を進める。

(参考)

○ 海岸漂着物処理推進法の関係条文

(国の責務)

第九条 国は、第三条から前条までに規定する海岸漂着物対策に関する基本理念(次条及び第十三条第一項において単に「基本理念」という。)にのっとり、海岸漂着物対策に関し、総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(協力の求め等)

第十九条 都道府県知事は、海岸漂着物の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、海岸管理者等の要請に基づき、又はその意見を聴いて、当該他の都道府県の知事に対し、海岸漂着物の処理その他必要な事項に関して協力を求めることができる。

2 環境大臣は、前項の規定による都道府県間における協力を円滑に行うため必要があると認めるときは、当該協力に関し、あっせんを行うことができる。

第二十条 都道府県知事は、海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがあると認める場合において、特に必要があると認めるときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物の処理に関する協力を求めることができる。

(海岸漂着物等の処理等に関する普及啓発)

第二十七条 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の処理等に関し、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めなければならない。

(海岸漂着物対策推進会議)

第三十条 政府は、環境省、農林水産省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する海岸漂着物対策推進会議を設け、海岸漂着物対策の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

2 海岸漂着物対策推進会議に、海岸漂着物対策に関し専門的知識を有する者によって構成する海岸漂着物対策専門家会議を置く。

3 海岸漂着物対策専門家会議は、海岸漂着物対策の推進に係る事項について、海岸漂着物対策推進会議に進言する。